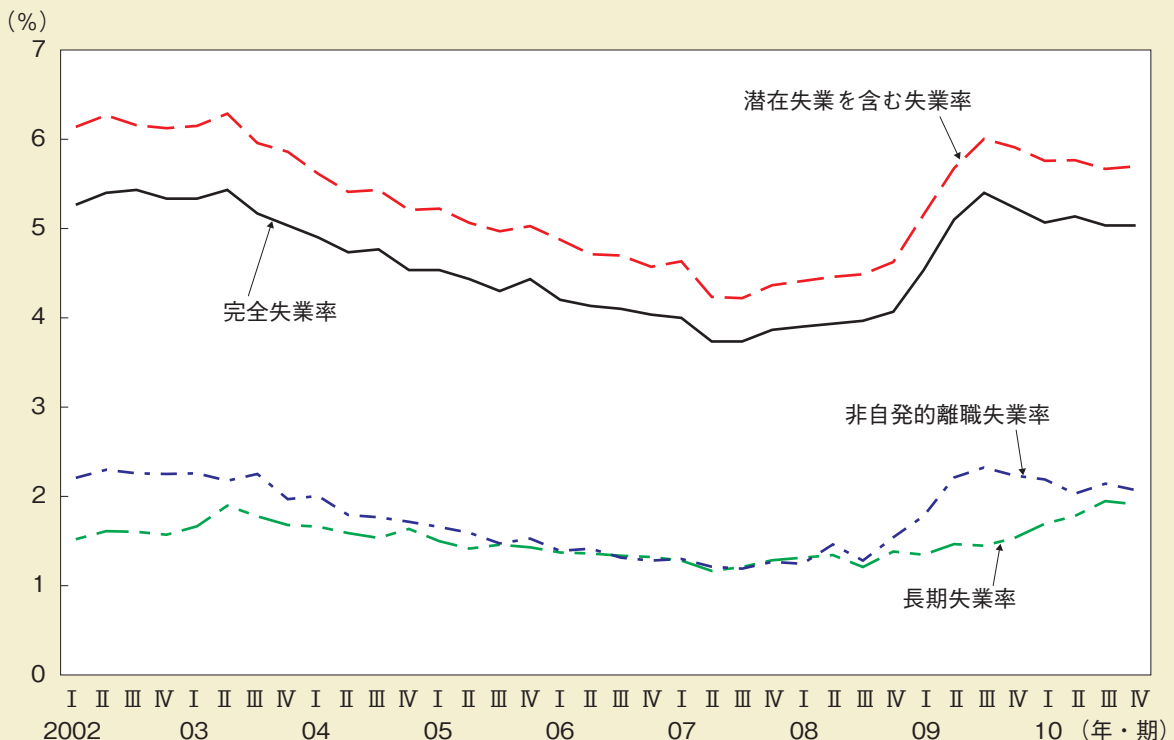


第1 - (1) - 16図 失業に関する指標



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計

(注) 1) 長期失業率とは、労働力人口に占める失業期間1年以上の失業者の割合。非自発的離職失業率とは、労働力人口に占める非自発的失業者の割合。潜在失業を含む失業率とは、求職意志はあるが、求職意欲を失い求職活動をしていない者を完全失業者と労働力人口に加え、算出した割合。詳細は付注1を参照。

2) 完全失業率以外の数値は独自に季節調整値を計算したものの。

2) 就業形態別の動向

(正規の職員・従業員以外の割合は2010年は上昇)

第1 - (1) - 17表により、雇用形態別の雇用者数の動向をみると、1990年代半ば以降、パート、派遣、契約社員など正規の職員・従業員以外の割合は上昇してきたが、2009年には派遣社員の減少などの影響により、正規の職員・従業員以外の割合は前年差0.6%ポイント低下の33.4%と15年ぶりに低下し、正規の職員・従業員の割合は上昇した。しかし、2010年1~3月期は、正規の職員・従業員以外の割合は前年同期差0.3%上昇の33.7%となった。なお、派遣社員については、2010年1~3月期に98万人で前年同期差18万人減と大きく減少している。

第1 - (1) - 17表 雇用形態別雇用者数の推移

(単位 万人、%)

年・期	役員を除く雇用者	正規の職員・従業員		パート・派遣・契約社員等								
				パート・アルバイト		労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他		うち派遣社員				
1984	3,936	3,333	(84.7)	604	(15.3)	440	(11.2)	164	(4.2)	-	-	
85	3,999	3,343	(83.6)	655	(16.4)	499	(12.5)	156	(3.9)	-	-	
86	4,056	3,383	(83.4)	673	(16.6)	523	(12.9)	150	(3.7)	-	-	
87	4,048	3,337	(82.4)	711	(17.6)	561	(13.9)	150	(3.7)	-	-	
88	4,132	3,377	(81.7)	755	(18.3)	599	(14.5)	156	(3.8)	-	-	
89	4,269	3,452	(80.9)	817	(19.1)	656	(15.4)	161	(3.8)	-	-	
90	4,369	3,488	(79.8)	881	(20.2)	710	(16.3)	171	(3.9)	-	-	
91	4,536	3,639	(80.2)	897	(19.8)	734	(16.2)	163	(3.6)	-	-	
92	4,664	3,705	(79.4)	958	(20.5)	782	(16.8)	176	(3.8)	-	-	
93	4,743	3,756	(79.2)	986	(20.8)	801	(16.9)	185	(3.9)	-	-	
94	4,776	3,805	(79.7)	971	(20.3)	800	(16.8)	171	(3.6)	-	-	
95	4,780	3,779	(79.1)	1,001	(20.9)	825	(17.3)	176	(3.7)	-	-	
96	4,843	3,800	(78.5)	1,043	(21.5)	870	(18.0)	173	(3.6)	-	-	
97	4,963	3,812	(76.8)	1,152	(23.2)	945	(19.0)	207	(4.2)	-	-	
98	4,967	3,794	(76.4)	1,173	(23.6)	986	(19.9)	187	(3.8)	-	-	
99	4,913	3,688	(75.1)	1,225	(24.9)	1,024	(20.8)	201	(4.1)	-	-	
2000	4,903	3,630	(74.0)	1,273	(26.0)	1,078	(22.0)	194	(4.0)	33	(0.7)	
01	4,999	3,640	(72.8)	1,360	(27.2)	1,152	(23.0)	208	(4.2)	45	(0.9)	
02	4,891	3,486	(71.3)	1,406	(28.7)	1,023	(20.9)	383	(7.8)	39	(0.8)	
03	4,941	3,444	(69.7)	1,496	(30.3)	1,092	(22.1)	404	(8.2)	46	(0.9)	
04	4,934	3,380	(68.5)	1,555	(31.5)	1,106	(22.4)	449	(9.1)	62	(1.3)	
05	4,923	3,333	(67.7)	1,591	(32.3)	1,095	(22.2)	496	(10.1)	95	(1.9)	
06	5,002	3,340	(66.8)	1,663	(33.2)	1,121	(22.4)	542	(10.8)	121	(2.4)	
07	5,120	3,393	(66.3)	1,726	(33.7)	1,165	(22.8)	561	(11.0)	121	(2.4)	
08	5,108	3,371	(66.0)	1,737	(34.0)	1,143	(22.4)	594	(11.6)	145	(2.8)	
09	5,086	3,386	(66.6)	1,699	(33.4)	1,132	(22.3)	567	(11.1)	116	(2.3)	
10	5,071	3,363	(66.3)	1,708	(33.7)	1,150	(22.7)	558	(11.0)	98	(1.9)	
05	I	4,923	3,333	(67.7)	1,591	(32.3)	1,095	(22.2)	496	(10.1)	95	(1.9)
	II	5,032	3,408	(67.7)	1,624	(32.3)	1,108	(22.0)	516	(10.3)	102	(2.0)
	III	5,021	3,372	(67.2)	1,650	(32.9)	1,132	(22.5)	518	(10.3)	113	(2.3)
	IV	5,053	3,384	(67.0)	1,669	(33.0)	1,145	(22.7)	524	(10.4)	114	(2.3)
06	I	5,002	3,340	(66.8)	1,663	(33.2)	1,121	(22.4)	542	(10.8)	121	(2.4)
	II	5,101	3,454	(67.7)	1,647	(32.3)	1,112	(21.8)	535	(10.5)	120	(2.4)
	III	5,115	3,408	(66.6)	1,707	(33.4)	1,151	(22.5)	556	(10.9)	126	(2.5)
	IV	5,132	3,443	(67.1)	1,691	(33.0)	1,117	(21.8)	574	(11.2)	143	(2.8)
07	I	5,120	3,393	(66.3)	1,726	(33.7)	1,165	(22.8)	561	(11.0)	121	(2.4)
	II	5,215	3,483	(66.8)	1,731	(33.2)	1,165	(22.3)	566	(10.9)	132	(2.5)
	III	5,207	3,471	(66.7)	1,736	(33.3)	1,169	(22.5)	567	(10.9)	136	(2.6)
	IV	5,156	3,418	(66.3)	1,738	(33.7)	1,157	(22.4)	581	(11.3)	145	(2.8)
08	I	5,108	3,371	(66.0)	1,737	(34.0)	1,143	(22.4)	594	(11.6)	145	(2.8)
	II	5,181	3,449	(66.6)	1,732	(33.4)	1,156	(22.3)	576	(11.1)	131	(2.5)
	III	5,164	3,385	(65.5)	1,779	(34.5)	1,157	(22.4)	622	(12.0)	140	(2.7)
	IV	5,185	3,390	(65.4)	1,796	(34.6)	1,153	(22.2)	643	(12.4)	146	(2.8)
09	I	5,086	3,386	(66.6)	1,699	(33.4)	1,132	(22.3)	567	(11.1)	116	(2.3)
	II	5,105	3,420	(67.0)	1,684	(33.0)	1,128	(22.1)	557	(10.9)	105	(2.1)
	III	5,112	3,370	(65.9)	1,742	(34.1)	1,165	(22.8)	578	(11.3)	102	(2.0)
	IV	5,107	3,343	(65.5)	1,760	(34.5)	1,187	(23.2)	573	(11.2)	111	(2.2)
10	I	5,071	3,363	(66.3)	1,708	(33.7)	1,150	(22.7)	558	(11.0)	98	(1.9)
	II	5,083	3,339	(65.7)	1,743	(34.3)	1,184	(23.3)	559	(11.0)	90	(1.8)
	III	5,137	3,363	(65.5)	1,774	(34.5)	1,196	(23.3)	579	(11.3)	104	(2.0)
	IV	5,152	3,354	(65.1)	1,798	(34.9)	1,238	(24.0)	559	(10.9)	92	(1.8)
11	I	4,904	3,164	(64.5)	1,739	(35.5)	1,189	(24.2)	550	(11.2)	92	(1.9)

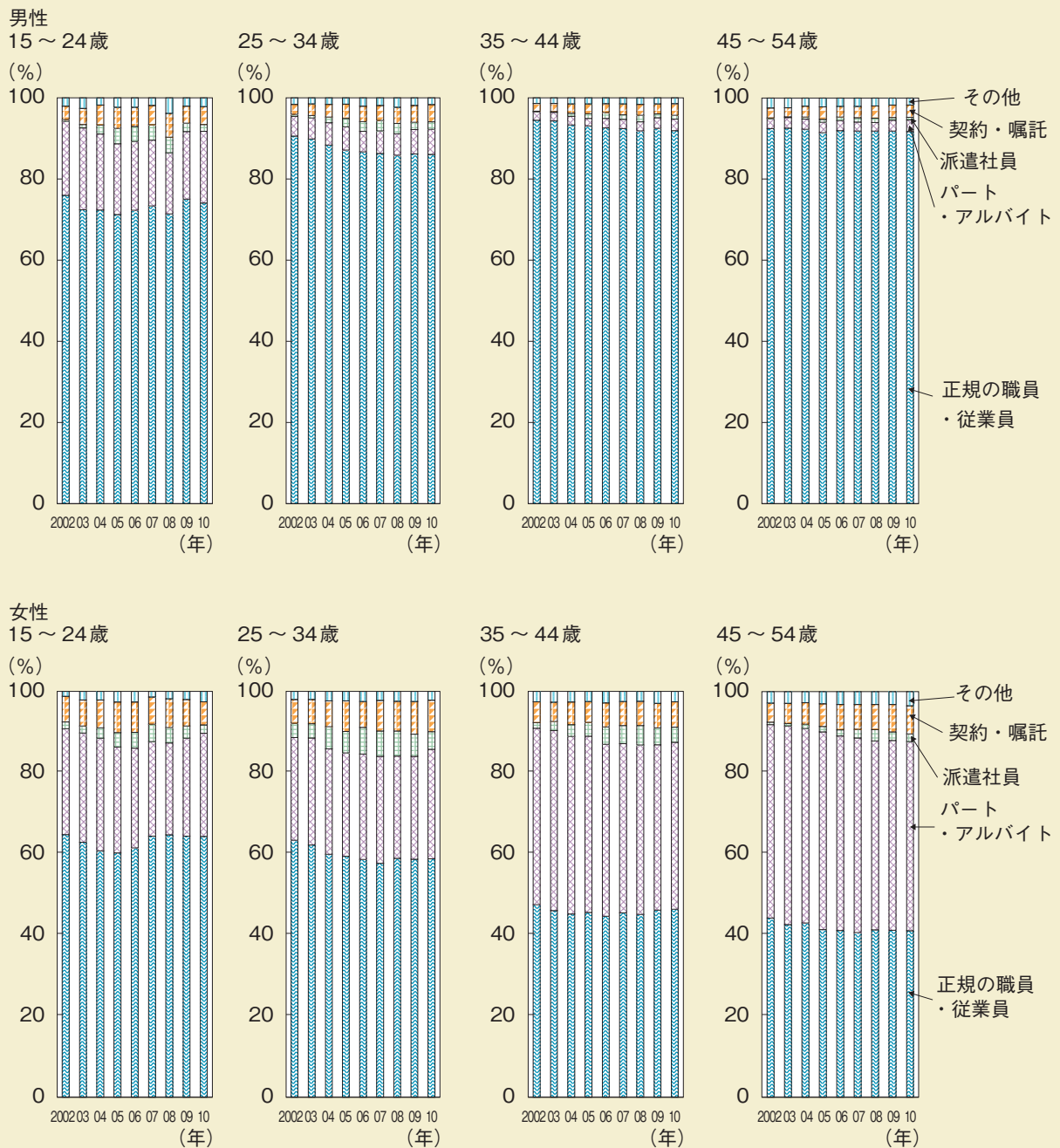
資料出所 総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)(1984年～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」(1～3月平均)(2002年～2011年)

- (注) 1) () 内は役員を除く雇用者数に対する割合である。
 2) 2002年に「パート・アルバイト」の数が減少し、「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他」が大きく増加している理由として、「労働力調査(詳細結果)」の調査票の選択肢が2001年以前の「労働力調査特別調査」の調査票の選択肢と異なることが影響している可能性がある。
 3) 2011年1～3月期は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

(若年層で正規雇用割合が上昇)

第1-(1)-18図により、男女別、年齢階級別に雇用形態の動向をみると、男性15～24歳の正規の職員・従業員の割合は2009年に上昇したが、2010年は低下した。これは、正規の職員・従業員の減少が大きかったことによるものであるが、正規の職員・従業員以外の数は前年とほぼ同数であったことから、2010年の低下は小さなものにとどまった。また、2010年の割合は2008年と比較れば、なお高い割合にあり、さらに、女性の15～24歳層の正規の職員・従業員の割合をみても、2005年の値を底に上昇している。その他の年齢層の正

第1-(1)-18図 男女別、年齢階級別にみた雇用形態別雇用者割合の推移



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

- (注) 1) 数値は年平均値で、各雇用形態の内訳の合計(役員を除く)に対する割合。
2) 15～24歳は在学中を除く。

規の職員・従業員の割合については、女性では25～34歳、35～44歳で緩やかな上昇傾向がみられ、特に35～44歳で正規の職員・従業員の数は増加している。2008年からはじまった景気後退過程においては、正規の職員・従業員の雇用が相対的に維持されたことで、2009年の正規の職員・従業員割合が上昇したが、2010年には再び正規の職員・従業員以外の者が増加する傾向もみられ、企業の採用抑制傾向を改善させ、正規雇用化を進めていくためには、なお多くの課題があると考えられる（付1 - (1) - 5表）。

（常雇の非正規の増加傾向）

第1 - (1) - 19表により、雇用形態と雇用契約期間の状況をみると、非正規雇用者で常雇の者は2009年に前年差43万人減と大きく減少したが、2010年は同32万人増と増加した。また、非正規雇用者で常雇の者は、長期的に増加傾向にある。一方、正規雇用者で常雇の者は2010年は前年差27万人減と減少し、長期的にも減少傾向にある。正規雇用の採用は抑制される傾向にあり、常雇の正規雇用者は2006年と2007年を除いて減少したが、一方で常雇の非正規雇用者は増加傾向にあり、人件費抑制傾向の強まりのもとで正規から非正規への代替の進行が懸念される。

（非正社員の正社員希望は高い）

第1 - (1) - 20図により、自身の収入のみで生計を立てる若年労働者割合をみると、正

第1 - (1) - 19表 雇用形態と雇用契約期間の状況

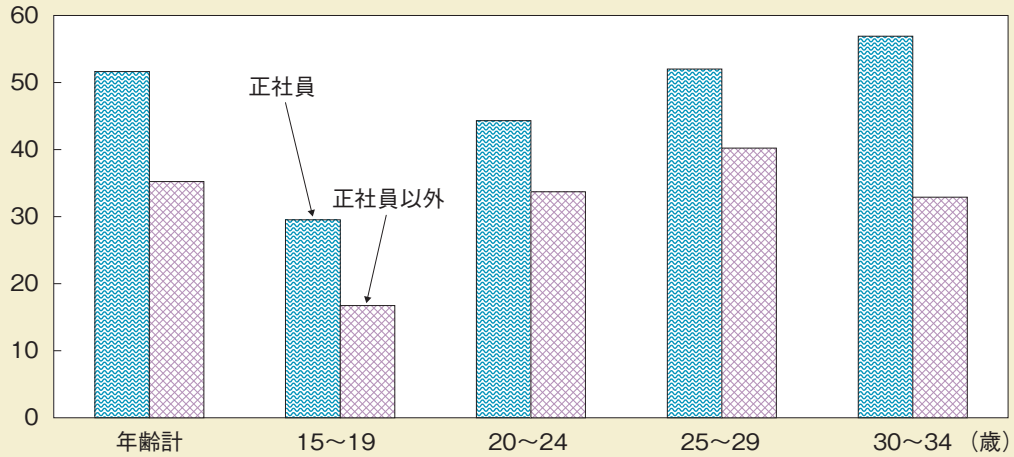
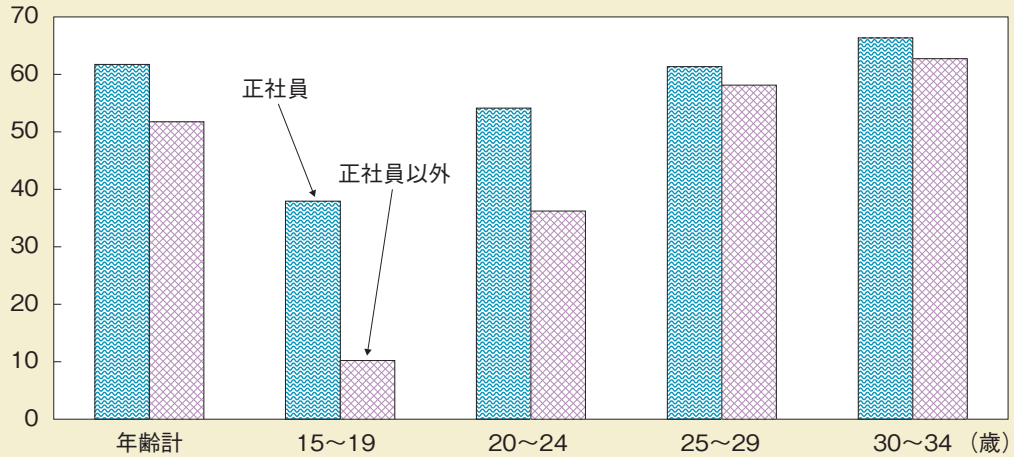
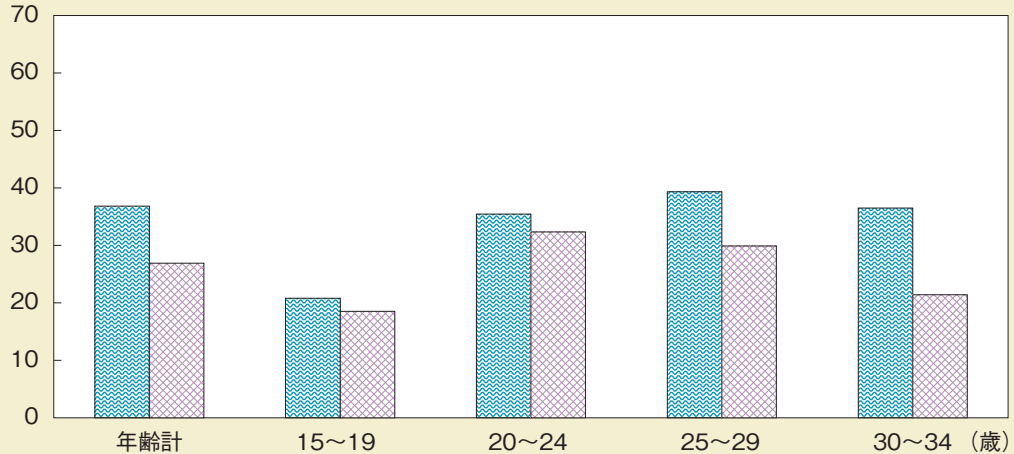
(単位 万人)

年・期	非農林業雇用者			正規雇用者			非正規雇用者		
	常雇	臨時雇・日雇		常雇	臨時雇・日雇		常雇	臨時雇・日雇	
2002	4,907	4,137	770	3,471	3,444	26	1,437	693	743
03	4,908 (1)	4,135 (-2)	773 (3)	3,422 (-49)	3,390 (-54)	32 (6)	1,485 (48)	745 (52)	742 (-1)
04	4,975 (32)	4,165 (30)	774 (1)	3,393 (-29)	3,367 (-23)	26 (-6)	1,547 (62)	798 (53)	749 (7)
05	4,976 (35)	4,188 (23)	786 (12)	3,358 (-35)	3,336 (-31)	22 (-4)	1,618 (71)	853 (55)	765 (16)
06	5,049 (74)	4,275 (87)	774 (-12)	3,390 (32)	3,366 (30)	24 (2)	1,659 (41)	909 (56)	751 (-14)
07	5,127 (78)	4,354 (79)	773 (-1)	3,415 (25)	3,395 (29)	20 (-4)	1,712 (53)	960 (51)	753 (2)
08	5,112 (-15)	4,348 (-6)	764 (-9)	3,372 (-43)	3,354 (-41)	18 (-2)	1,739 (27)	992 (32)	747 (-6)
09	5,047 (-65)	4,291 (-57)	757 (-7)	3,350 (-22)	3,330 (-24)	20 (2)	1,696 (-43)	959 (-33)	738 (-9)
10	5,053 (6)	4,295 (4)	758 (1)	3,323 (-27)	3,304 (-26)	19 (-1)	1,730 (34)	991 (32)	739 (1)
2008	I 5,067 (-9)	4,298 (29)	769 (-38)	3,349 (-22)	3,332 (-16)	17 (-6)	1,719 (13)	966 (45)	752 (-33)
	II 5,124 (-34)	4,390 (-3)	733 (-33)	3,416 (-34)	3,398 (-33)	19 (1)	1,709 (1)	992 (30)	714 (-32)
	III 5,117 (-45)	4,352 (-58)	765 (13)	3,359 (-84)	3,338 (-84)	21 (0)	1,758 (39)	1,014 (27)	744 (12)
	IV 5,140 (27)	4,350 (6)	790 (21)	3,364 (-33)	3,348 (-29)	16 (-4)	1,776 (60)	1,001 (34)	774 (25)
09	I 5,039 (-28)	4,304 (6)	736 (-33)	3,363 (14)	3,345 (13)	18 (1)	1,677 (-42)	958 (-8)	719 (-33)
	II 5,049 (-75)	4,301 (-89)	748 (15)	3,388 (-28)	3,369 (-29)	19 (0)	1,661 (-48)	932 (-60)	728 (14)
	III 5,049 (-68)	4,289 (-63)	761 (-4)	3,337 (-22)	3,315 (-23)	22 (1)	1,713 (-45)	973 (-41)	739 (-5)
	IV 5,051 (-89)	4,269 (-81)	782 (-8)	3,312 (-52)	3,292 (-56)	20 (4)	1,735 (-41)	974 (-27)	761 (-13)
10	I 5,024 (-15)	4,282 (-22)	742 (6)	3,334 (-29)	3,318 (-27)	17 (-1)	1,690 (13)	963 (5)	726 (7)
	II 5,034 (-15)	4,278 (-23)	756 (8)	3,313 (-76)	3,296 (-73)	17 (-2)	1,721 (60)	981 (49)	739 (11)
	III 5,070 (21)	4,321 (32)	749 (-12)	3,324 (-13)	3,303 (-12)	21 (-1)	1,746 (33)	1,018 (45)	728 (-11)
	IV 5,085 (34)	4,300 (31)	785 (3)	3,321 (9)	3,298 (6)	22 (2)	1,762 (27)	1,000 (26)	762 (1)

資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

- (注) 1) 雇用者は役員を除く。
 2) 「常雇」とは、雇用契約期間が1年超または雇用契約期間の定めがない者、「臨時雇」とは、雇用契約期間が1ヶ月以上1年以下の者、「日雇」とは、雇用契約期間が日々又は1ヶ月未満の者である。なお、集計上の標準としては、「臨時雇・日雇」とされている。
 3) 雇用形態の区分は、正規の職員・従業員を正規雇用者とし、それ以外の者を非正規雇用者とした。
 4) () 内は前年(同期)差。

第1 - (1) - 20図 自身の収入のみで生計を立てる若年労働者

(男女計)
(%)(男性)
(%)(女性)
(%)

資料出所 厚生労働省「若年者雇用実態調査」(2009年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

- (注) 1) 若年労働者は15~34歳までの労働者をいう。
 2) 在学中を除く。
 3) 数値は、生活が何によっているかの質問に対し、自身の収入のみと回答した者の割合。

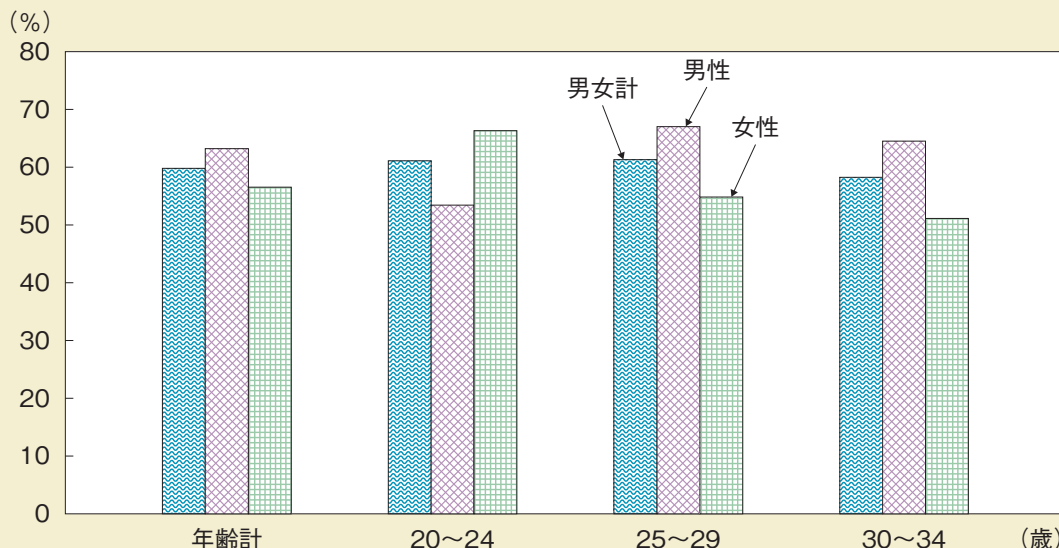
社員では年齢が上がるにつれて、その割合が上昇しているが、正社員以外では30～34歳で低下している。男女別にみると、男性では雇用形態に関わらず年齢が上がるにつれて割合は上昇しているが、年齢が上がるにつれて正社員と正社員以外の差が縮小しており、30～34歳層では、正社員が66.3%、正社員以外が62.7%とほぼ同程度となっている。一方、女性については、雇用形態に関わらず、25～29歳をピークに30～34歳で低下している。女性に比べ、男性は自身の収入で生計を立てる必要に追われる者が多いと考えられ、その場合、年を経るごとに正社員以外でも自身の収入のみで生計を立てなければならない状況が強まると考えられる。また、第1－(1)－21図により、自身の収入のみで生計を立てる正社員以外の若年労働者のうち、正社員を希望する労働者割合をみると、およそ6割の者が正社員を希望しており、20歳台後半以降は、男性の割合が高い。

(正社員とそれ以外では収入や有配偶率で大きな差)

第1－(1)－22図により、一般労働者について正社員及び正社員以外の賃金カーブをみると、正社員では年齢を重ねるに従って賃金が上昇しているのに対し、正社員以外では年齢を重ねても賃金はほとんど上昇していない。1990年代半ば以降、正社員以外の就業形態で働く人は増加してきたが、正社員と正社員以外との間には、長期勤続を通じた職務経験の蓄積や職業能力形成の面で差があり、その結果、賃金の格差が生じている。

正社員以外の労働者の賃金が上昇しないことは、将来に向けた職業生活設計や、さらには家族形成にも大きな影響を与えている。第1－(1)－23図により、就業形態別の男性の有

第1－(1)－21図 自身の収入のみで生計を立てる正社員以外の若年労働者の正社員希望

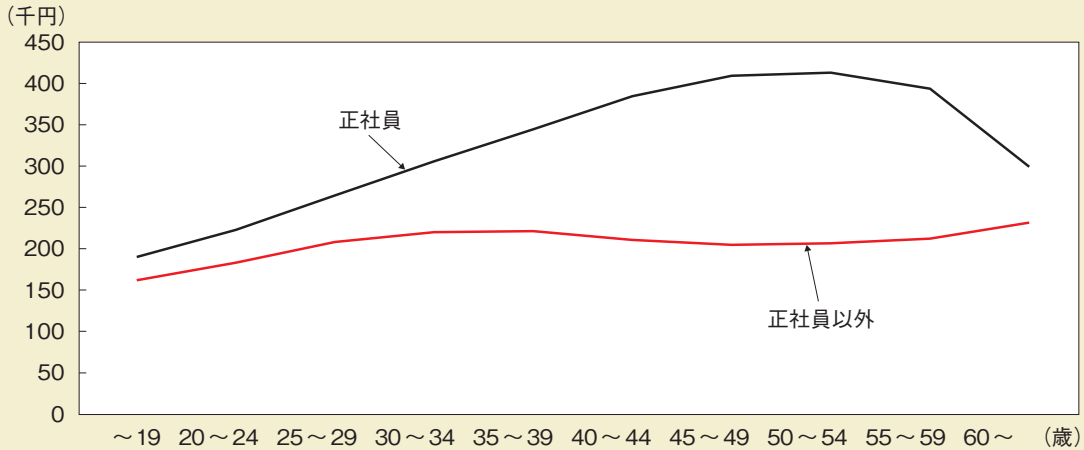


資料出所 厚生労働省「若年者雇用実態調査」(2009年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

- (注) 1) 年齢計は15～34歳計だが、15～19歳はサンプル数が少ないため掲載していない。
 2) 在学中を除く。
 3) 数値は、自身の収入のみで生計を立てる正社員以外の労働者のうち、今後、「現在の会社で正社員として勤めたい」「別の会社で正社員として勤めたい」と回答した者の割合。

配偶率をみると、正規の職員・従業員に比べ、正規の職員・従業員以外の有配偶率は著しく低い。賃金の上昇が見込みにくい正社員以外の雇用形態で働いている場合、自ら生計を立てるべき状況におかれたとしても、収入や雇用の安定の面で将来への見通しが立ちにくいと考えられ、結婚して家族をもつことも難しいことがうかがわれる。

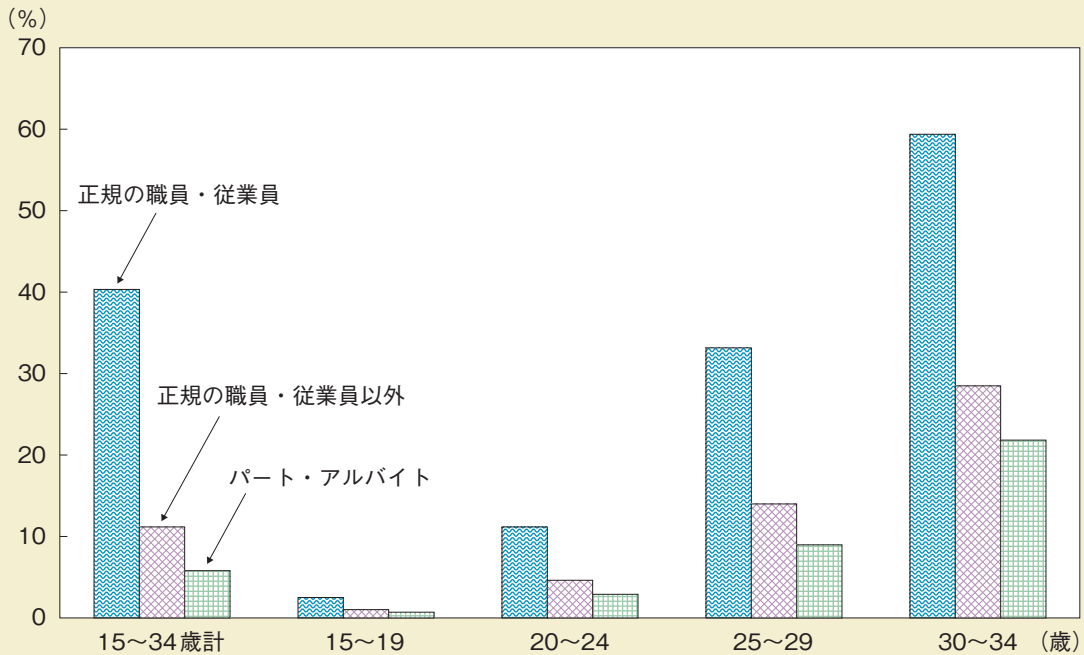
第1－(1)－22図 正社員及び正社員以外の賃金カーブ（一般労働者）



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査（2010年）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 数値は企業規模計（10人以上）のきまって支給する現金給与額の平均値。
2) 60歳以上は、60～64歳、65～69歳、70歳以上の平均金額の加重平均により算出。

第1－(1)－23図 就業形態別男性の有配偶率



資料出所 総務省統計局「就業構造基本統計調査」（2007年）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 数値は、有業者に占める未婚でない者の割合。

(正社員以外から正社員への転職する数は少ない)

転職入職者数の推移をみると、2006年の310万人をピークに低下し、2010年は251万人となった。また、転職入職者のうち前職が正規以外の雇用形態の者は、2007年の180万人をピークに低下し、2010年は147万人となった。転職入職は景気後退の影響もあり、2000年代後半には減少傾向にあるが、前職が非正規雇用で転職により正規雇用に就いた者は、2005年の41万人をピークに低下し、2010年は30万人となり、転職入職者に占める割合も低下している。先に第1 - (1) - 21図でみたように、若手層を中心に正社員への転換を希望している者は多いと考えられるが、現状としては非正規から正規に転職する労働者数は減少し、その割合も低い(付1 - (1) - 6表)。新規学卒者の採用拡大が求められるのと同時に、不本意なまま就業している非正規雇用者の正規雇用化のための取組を強化していくことが、引き続き課題である。

(パート・アルバイト及びその希望者は2年連続で増加)

第1 - (1) - 24表により、非正規の職員・従業員及びその希望者の推移をみると、15～34歳層では2006年の362万人をピークに減少し、2010年には313万人となっている。

また、第1 - (1) - 25表により、パート・アルバイト及びその希望者の推移をみると、15～34歳層では2003年に217万人となり、その後、新規学卒者の就職状況に改善がみられたこともあり徐々に減少し、2008年には170万人となったが、2010年は前年差5万人増の183万人となった。このうち、15～24歳層は2010年に86万人、25～34歳層は97万人で、25～34歳層の方が増加幅が大きい。また、2010年は35～44歳層で44万人、45～54歳層で28万人となり、ともに2002年以降最多となるなど、年長層の滞留傾向が懸念される。

なお、若年無業者(15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)の推移をみると、2010年は60万人と、前年差3万人減となった(付1 - (1) - 7表)。

第1 - (1) - 24表 非正規の職員・従業員及びその希望者

(単位 万人)

年	15～34歳		35～44歳	45～54歳
	15～24歳	25～34歳		
2002	323	153	56	61
03	341	159	60	61
04	359	163	73	61
05	360	155	77	65
06	362	150	82	63
07	348	138	95	62
08	344	137	101	62
09	324	125	101	65
10	313	117	104	66

資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注) 「非正規の職員・従業員及びその希望者」は、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者としている。

- ・雇用者のうち「非正規の職員・従業員」の者。
- ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「非正規の職員・従業員」の者。
- ・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「非正規の職員・従業員」の者。